

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2020年度診療報酬改定 疑義解釈（訪問看護）

作成：日医工株式会社

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実

監修：日医工株式会社

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

資料No.20200415-1055

本資料は、2020年3月31日の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

疑義解釈について

厚生労働省から発出された疑義解釈（2020年3月31日）について訪問看護の項目をとりまとめました。

・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その1）』令和2年3月31日

※資料の作成には細心の注意を払っておりますが、原本でのご確認もお願いいたします。

訪問看護療養費

[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）] 【訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費】

問1 専門性の高い看護師による訪問看護について、「人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症」にはどのようなものが含まれるか。

（答）ストーマ装具の工夫によって排泄物の漏出を解消することが可能な、ストーマ陥凹、ストーマ脱出、傍ストーマヘルニア、ストーマ粘膜皮膚離開等が含まれる。

問2 専門性の高い看護師による訪問看護について、「それぞれ月1回を限度として算定」とは、1人の利用者に対して、緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアをそれぞれ月1回ずつ、最大計3回算定できるということか。

（答）そのとおり。ただし、専門性の高い看護師が同一の場合は、当該看護師による算定は月1回までとする。

問3 難病等複数回訪問加算又は精神科複数回訪問加算の算定対象である利用者に対して、90分を超えて連続して訪問看護を行った場合は、当該加算を算定することができるか。

（答）1回の訪問であるため、当該加算の算定はできない。ただし、要件を満たせば、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算は算定可能である。

訪問看護療養費

【疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）】【訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費】

問4 難病等複数回訪問加算及び精神科複数回訪問加算について、同一建物に居住するA、B、C 3人の利用者に、同一の訪問看護ステーションが、以下の①から③の例のような訪問を行った場合には、同一建物居住者に係るいずれの区分を算定することとなるか。

① A：1日に2回の訪問看護

B：1日に2回の訪問看護

C：1日に2回の訪問看護

② A：1日に2回の訪問看護

B：1日に2回の訪問看護

C：1日に3回の訪問看護

③ A：1日に2回の訪問看護

B：1日に2回の訪問看護

C：1日に2回の精神科訪問看護

（答）それぞれ以下のとおり。

① A、B、Cいずれも、難病等複数回訪問加算の「1日に2回の場合」「同一建物内3人以上」を算定。

② A及びBは、難病等複数回訪問加算の「1日に2回の場合」「同一建物内2人」を算定。Cは、難病等複数回訪問加算の「1日に3回以上の場合」「同一建物内1人」を算定。

③ A及びBは、難病等複数回訪問加算の「1日に2回の場合」「同一建物内3人以上」を算定。Cは、精神科複数回訪問加算の「1日に2回の場合」「同一建物内3人以上」を算定。

訪問看護療養費

【疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）】【訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費】

問5 複数名訪問看護加算及び複数名精神科訪問看護加算について、同一建物に居住するA、B、C3人の利用者に、同一の訪問看護ステーションが、以下のような訪問を行った場合には、同一建物居住者に係るいずれの区分を算定することとなるか。

- ① **A：他の看護師との訪問看護**
B：他の看護師との訪問看護
C：他の理学療法士との訪問看護
- ② **A：他の看護師との訪問看護**
B：他の看護師との訪問看護
C：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）
- ③ **A：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）**
B：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）
C：他の看護補助者との精神科訪問看護
- ④ **A：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に2回）**
B：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に2回）
C：他の看護補助者との精神科訪問看護

（答）それぞれ以下のとおり。

- ① A、B、Cいずれも、複数名訪問看護加算の「看護師等」「同一建物内3人以上」を算定。
- ② A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護師等」「同一建物内2人」を算定。Cは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に1回の場合」「同一建物内1人」を算定。
- ③ A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に1回の場合」「同一建物内3人以上」を算定。Cは、複数名精神科訪問看護加算の「看護補助者」「同一建物内3人以上」を算定。
- ④ A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に2回の場合」「同一建物内2人」を算定。Cは、複数名精神科訪問看護加算の「看護補助者」「同一建物内1人」を算定。

訪問看護療養費

[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費】

問6 精神科基本療養費（Ⅰ）及び（Ⅲ）におけるG A F尺度による判定について、月の初日の訪問看護が家族に対するものであり、当該月に利用者本人への訪問看護を行わなかった場合には、判定の必要はあるか。

（答）G A F尺度による判定は必要ない。ただし、訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護明細書に、家族への訪問看護でありG A F尺度による判定が行えなかった旨を記載すること。

問7 精神科基本療養費（Ⅰ）及び（Ⅲ）におけるG A F尺度による判定について、月の初日の訪問看護が家族に対するものであり、利用者本人には月の2回目以降に訪問看護を行った場合には、いつの時点でG A F尺度による判定を行えばよいか。

（答）当該月において、利用者本人に訪問看護を行った初日に判定することで差し支えない。

問8 複数名精神科訪問看護加算について、「複数名訪問看護の必要性」について精神科訪問看護指示書に理由を記載するように変更されたところであるが、すでに交付されている当該指示書について、令和2年4月1日から改めてこの様式の指示書に変更する必要があるか。

（答）令和2年3月31日以前に指示書が交付されている場合については、改定後の様式による指示書の再交付は不要である。

訪問看護療養費

[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【訪問看護管理療養費】

問9 特別地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する2つの訪問看護ステーションが、連携して24時間対応体制加算に係る体制にあるものとして届出を行う場合において、一方のステーションが特別地域に所在し、もう一方のステーションが医療資源の少ない地域に所在する場合も届出可能か。

（答）届出可能。

問10 在宅患者訪問看護・指導料の注15に掲げる訪問看護・指導体制充実加算（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）の施設基準で求める「24時間訪問看護の提供が可能な体制」の確保について、当該保険医療機関が訪問看護ステーションと連携することにより体制を確保する場合、連携する訪問看護ステーションは、訪問看護管理療養費における24時間対応体制加算の届出を行っている必要があるか。

（答）連携する訪問看護ステーションについて、24時間対応体制加算の届出は不要である。

問11 退院支援指導加算について、「利用者の退院時に訪問看護指示書の交付を受けている場合に算定する」とあるが、入院していた保険医療機関の医師ではなく、在宅における診療を担う主治医が、退院後に指示書を交付した場合でも算定可能か。

（答）利用者の退院後に訪問看護指示書が交付された場合であっても算定可能であるが、退院支援指導を実施する前に指示書が交付されている必要がある。

訪問看護療養費

[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【訪問看護情報提供療養費】

問12 当該月に利用者の居宅において指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、学校等から委託を受けて、当該学校等において利用者の医療的ケアを行っている場合は、当該訪問看護ステーションからの当該学校等に対する情報提供は、訪問看護情報提供療養費2の算定対象となるか。

（答）算定不可。